



令和9年度

八女市 学童保育所 利用案内

八女市放課後児童健全育成事業

！ 継続利用の方も、年度ごとに申請が必要です！ ！

■学童保育所とは？

保護者がお仕事などで昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に適切な「遊びと生活の場」を提供し、健全な育成を図る施設です。（八女市内全ての小学校区に設置しています）

【目次】

開 所 日 ・ 開 所 時 間	2
保 護 者 負 担 額 （ 利 用 料 金 ）	2
入 所 申 請 の 要 件	3
入 所 申 請 ス ケ ジ ュ ー ル ・ 選 考	3
長期休業のみ利用・途中変更のご注意	4
途 中 入 所 ・ 退 所 の 手 続 き	5
オンライン手続き（スマホで簡単！）	5
学 童 保 育 所 一 覧	6

八女市 健康福祉部 子育て支援課

〒834-8585 八女市本町 647 番地

TEL：0943-23-1351（直通）

FAX：0943-25-7093

MAIL：kosodateshien@city.yame.lg.jp



開所日・開所時間

区 分	時 間
平日（月曜～金曜）	放課後 ～ 午後6時まで
土曜日・長期休暇（夏・冬・春休み）	午前7時30分 ～ 午後6時

- ・ **延長保育**：午後7時まで利用可能です。
 - ・ **閉所日**：日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
 - ・ 長期休業期間の利用開始日は「終業式の翌日」から最終日は「始業式の前日」までです。
- ※ 新1年生の4月の最終日は入学式前日まで、6年生の開始日は卒業式翌日です。



保護者負担額（利用料金）

利用料金は入所先の各学童保育所へ直接お支払いいただきます。

利用区分	育成費	運営費
通年利用（8月を除く）	月額 4,000 円	月額 1,500 円
通年利用（8月のみ）	月額 5,500 円	月額 1,500 円
夏季休業期間のみ	6,500 円	2,000 円
冬季休業期間のみ	2,000 円	1,000 円
春季休業期間のみ（3月・4月）	各 2,000 円	各 750 円

- ・ **延長料金**：午後6時を超える利用は、児童1人につき1日200円（月最大1,000円）加算されます。
- ・ **減額制度**：次に該当する方は育成費が減額となる制度があります。
※適用には毎年度の申請が必要です。
 - ① 生活保護受給（全額免除）
 - ② 市民税非課税世帯（半額免除）
 - ③ 就学援助受給（半額免除）



入所申請の要件

以下の（１）と（２）の両方を満たす児童の保護者が申請できます。

（１）八女市内の小学校に就学していること

（２）以下のいずれかの理由で、放課後等に家庭で保育ができないこと

- ①就労（就学）：月当たりの就労（就学）時間が**60時間以上**であること
- ②妊娠・出産：産前2か月から産後6か月（出産月除く）
- ③疾病・障がい：保護者の病気、負傷又は心身の障がい
- ④介護・看護：同居又は長期入院している親族などの介護、看護
- ⑤その他：上記に類する状態として市長が認めるもの



「育児休業」や「求職活動」を理由とした入所申請はできません。

※育児休業から復職する場合、復職日の「前の月」からご利用可能です。
要件が変更になった場合は速やかにご連絡ください。



入所申請スケジュール・選考

受付期間によって選考の優先順位が変わります。希望される方は早めのご提出をお願いします。

選考区分	申請期間	結果通知
1次選考	令和8年11月2日(月) ～ 11月30日(月)	1月下旬発送
2次選考	12月1日(火) ～ 1月29日(金)	2月下旬発送
3次選考	2月1日(月) ～ 2月26日(金)	3月上旬発送

- ・夏休み等「長期休業期間中のみ」の利用希望の方も、必ず1次選考期間中に提出してください。
- ・2次及び3次選考は「希望施設に空きがある場合のみ」行われます。
- ・3月1日以降の申請は5月1日以降の「途中入所」扱いとなります。



提出書類と提出先

【 必要な書類 】 1. 学童保育所入所申請書 （児童ごとに1枚） 2. 保育の必要性を証明する書類 （保護者ごとに1枚） 3. 児童または同居親族の障害者手帳の 写し等（該当者のみ）	【 提出窓口 】 ・ 新規利用 八女市役所子育て支援課 または各支所市民生活福祉係 ・ 継続利用 現在利用中の学童保育所 または上記窓口
---	---

【入所決定と保留について】

定員を超える申請があった場合は、選考基準により保育の必要性が高い児童から決定します。空きがなく待機となる方には「入所保留通知書」をお送りします。



長期休業のみ利用・途中変更のご注意

通年利用の児童を優先するため、利用希望の多い施設での「長期休業期間のみの利用」の決定は**3月上旬**に行います。

【利用辞退・利用区分変更の期限：令和9年2月26日（金）まで】

- ・ 4月からの通年利用、または春休み（4月）の利用を辞退する場合は、期限までに「辞退届」をご提出ください。期限を過ぎると料金が発生します。
- ・ 「通年利用」の承諾後、「長期休業期間のみ」に変更する場合も、一度辞退して再選考となります。期限後の提出は最短で4月末での変更（4月分は通年利用の料金が発生）となります。



途中入所・退所の手続き

年度途中での入所または退所を希望する場合は、以下の期限までに申請が必要です。

区 分	通年利用の場合	長期休業期間のみの場合
途中入所・退所の 申請期限	希望月の前月１０日まで (例：５月入所・４月末退所 → ４月１０日まで)	長期休業開始日の前月末日まで (例：夏休み利用・辞退 → ６月３０日まで)

※１０日が土日祝日の場合は「前開庁日」が期限となります。急な引っ越し等のやむを得ない事由は除きます。

※退所時は在籍する学童へのご連絡もお願いします。



オンライン手続き(スマホで簡単！)

「退所届」「辞退届」「保護者負担金減額申請」はスマートフォンからオンラインで手続きが可能です。八女市ホームページ（子育て・教育＞学童保育所）からアクセスできます。

▼退所届	▼辞退届	▼負担金減額申請
		
		※入所決定後に申請



学童保育所一覧

施設名	所在地	電話番号
福島小学校区学童保育所	八女市本町 6 5 7 番地	0943-22-7292
長峰小学校区学童保育所	八女市吉田 6 3 8 番地 1	0943-22-6670
上妻小学校区学童保育所	八女市津江 3 9 0 番地 1	0943-22-6671
三河小学校区学童保育所	八女市酒井田 4 8 6 番地 1	0943-22-6878
八幡小学校区学童保育所	八女市新庄 3 8 5 番地	0943-23-7363
みさき学園区学童保育所	八女市大籠 3 1 7 番地 2	0943-22-8160
岡山小学校区学童保育所	八女市鵜池 3 0 2 番地	0943-22-4892
上陽北汙学園区学童保育所	八女市上陽町北川内 9 1 0 番地	0943-54-3171
黒木小学校区学童保育所	八女市黒木町桑原 2 6 番地	0943-42-0045
黒木西小学校区学童保育所	八女市黒木町本分 3 8 番地 1	0943-42-0256
木屋学童保育所	八女市黒木町木屋 2 4 2 2 番地	0943-42-0218
立花小学校区学童保育所	八女市立花町谷川 1 0 5 8 番地	0943-37-0077
筑南小学校区学童保育所	八女市立花町北山 2 8 4 0 番地 1	0943-23-3080
星野小学校区学童保育所	八女市星野村 1 2 0 7 5 番地 1	0943-52-2505
あゆみ学童保育所	八女市黒木町本分 1 3 1 8 番地 1	0943-42-3550
矢部清流学園区学童保育所	八女市矢部村北矢部 1 1 0 4 7 番地 2	0943-47-2070